

仙台白百合女子大学学則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 仙台白百合女子大学は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づいて女子の高等教育を行うことを目的とする。

本学独自の教育理念は、設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会の創立の精神に則り、人間の理解と援助・社会変化への積極的対応を常に心掛け、広く人類の福祉に貢献しうる人材を養成することをその目標とする。

(名 称)

第 2 条 本学は、仙台白百合女子大学と称する。

(所 在 地)

第 3 条 本学は、宮城県仙台市泉区本田町 6 番 1 号に設置する。

(自己点検・自己評価)

第 4 条 本学は、教育研究水準の向上を図るため、教育研究活動等の状況について自己点検・自己評価を行う。

2 前項の実施に関する事項は別に定める。

第2章 組織及び目的

(学部・学科・専攻及び学生定員,目的)

第 5 条 本学に、次の学部を置く。

人間学部

2 前項の学部に置く学科・専攻及びその学生定員は、次のとおりとする。

人間発達学科

発達科学専攻 入学定員 30 名 編入学定員 5 名 収容定員 130 名

子ども発達専攻 入学定員 45 名 編入学定員 5 名 収容定員 190 名

(入学定員のうち、保育士養成課程 45 名 総定員 180 名)

総合福祉学科 入学定員 60 名 編入学定員 10 名 収容定員 260 名

健康栄養学科

管理栄養専攻 入学定員 80 名 収容定員 320 名

国際教養学科 入学定員 70 名 編入学定員 10 名 収容定員 300 名

- 3 健康栄養学科管理栄養専攻は、1学級 40名とし、学級数は、1学年2学級、4学年合計8学級とする。
- 4 各学科における教育研究上の目的を次のとおり定める。
 - (1) 人間発達学科は、本学の教育理念であるキリスト教の愛の教えに基づき、心理学・教育学・社会学等からのアプローチによって乳幼児期から老年期に至る人間の発達を探究し、他者を理解・支援・援助する能力と知識を持つ、社会に貢献する人材を育成することを目的とする。
 - (2) 総合福祉学科は、本学の教育理念であるキリスト教の愛の教えに基づき、福祉的視点から家庭・地域・国際社会の中での人間の生活を探究し、すべての人間の尊厳と価値を認識すると同時に、利用者の立場に立った福祉サービスが提供でき、利用者の自己実現を支援できる、総合的で高度な資質をもった福祉専門家を育成することを目的とする。
 - (3) 健康栄養学科は、本学の教育理念であるキリスト教の愛の教えに基づき、人間の健康と栄養のあり方を広い視野から探究し、科学的且つ論理的に捉える能力と実践する能力を身に付けると共に、社会に貢献できる豊かな人間性と高度な専門性を兼ね備えた「食」の専門家を育成することを目的とする。
 - (4) 国際教養学科は、本学の教育理念であるキリスト教の愛の教えに基づき、世界のさまざまな国や地域の歴史・文化に対する正しい知識と理解を養い、国際化と情報化が進む現代社会で求められる言語及びコミュニケーション能力を身に付け、自ら考え行動するための真の教養を備えた人材を育成することを目的とする。

(図書館)

- 第 6 条 本学に、図書館を置く。
- 2 図書館に図書館長を置く。
 - 3 図書館に関する事項は別に定める。

第 3 章 教職員組織

(教職員組織)

- 第 7 条 本学に、学長を置く。
- 第 8 条 本学の教育職員を分けて教授、准教授、講師、助教とする。
- 2 本学に事務職員、技術職員、その他の職員を置く
 - 3 事務組織については別に定める。

第 4 章 協議会及び教授会

(協議会)

- 第 9 条 本学に、協議会を置く。
- 2 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
- (1) 学 長
 - (2) 学 部 長
 - (3) 学 科 長
 - (4) 教務部長，学生部長，図書館長
 - (5) 事務局長
 - (6) その他，学長が必要と認めた教職員

(協議会の審議事項)

- 第 10 条 協議会は、学長の諮問に基づき、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 大学全体にわたる学事に関する重要事項
 - (2) 教授会の議題整理に関する事項
 - (3) その他，学長が必要と認めた事項
- 2 協議会の運営に関する事項は別に定める。

(教授会)

- 第 11 条 本学に、教授会を置く。
- 2 教授会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
- (1) 学 長
 - (2) 教 授
 - (3) 准 教 授
 - (4) 講 師
 - (5) その他，学長が必要と認めた教職員

(教授会の審議事項)

- 第 12 条 教授会は、学長の諮問に基づき、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 教員人事に関する事項
 - (2) 教育，研究及び授業に関する事項
 - (3) 学則，その他重要な規則の制定及び改廃に関する事項
 - (4) 教育課程に関する事項
 - (5) 学生の入学，退学，編入学，休学，除籍等学生の身分に関する事項
 - (6) 科目等履修生に関する事項
 - (7) 学生の試験，課程修了並びに卒業に関する事項
 - (8) 学生の厚生補導に関する事項
 - (9) 学生の賞罰に関する事項
 - (10) その他，学長が必要と認めた事項
- 2 教授会の運営に関する事項は別に定める。

第5章 学年，学期及び休業日

(学 年)

第 13 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第 14 条 学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月 1日から 9月 30日まで

後期 10月 1日から翌年3月31日まで

(休 業 日)

第 15 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 開学記念日 1月25日

(4) 春季休業 3月20日から3月31日まで

(5) 夏季休業 8月1日から8月31日まで

(6) 冬季休業 12月23日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修 業 年 限)

第 16 条 本学の修業年限は、4年とする。

(在 学 年 限)

第 17 条 在学年限は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。

第7章 入学，編入学，転入学，再入学及び転学科・転専攻

(入学の時期)

第 18 条 本学の入学期は，学年の始めとする。ただし，第 24 条 1 項による転入学及び第 25 条 1 項による再入学については，学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第 19 条 本学に入学することのできる者は，次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において，学校教育における 12 年の課程を修了した者，又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者，又は高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他，相当の年齢に達し，本学が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第 20 条 本学への入学を志願する者は，本学所定の書類に検定料を添えて願い出なければならない。なお出願の時期，方法，提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第 21 条 前条の入学志願者については，別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 22 条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は，所定の期日までに誓約書，保証人証書，その他本学所定の書類を提出するとともに，所定の学金等を納入しなければならない。

- 2 学長は，前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第 23 条 本学に編入学を志願する者に対しては，選考の上，教授会の議を経て学長が3年次に編入学を許可する。ただし，健康栄養学科管理栄養専攻への編入学は認め

ない。

- 2 本学に編入学できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。
 - (1) 学校教育法に基づく、短期大学卒業生及び大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者
 - (2) 高等専門学校を卒業した者
 - (3) 修業年限2年以上の専修学校の専門課程を卒業した者
 - (4) その他、相当の年齢に達し、上記のいずれかと同等以上の学力があると本学が認めた者
- 3 編入学に関する事項は別に定める。

(転入学)

- 第24条 他の大学に1年以上在学した者が、本学に転入学を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て学長が相当年次に転入学を許可することができる。
- 2 転入学生については、大学等における在学年数及び履修した授業科目とその単位の全部又は一部を、本学においての在学年数及び履修した授業科目並びに単位として換算又は認定することができる。

(再入学)

- 第25条 本学に1年以上在学し退学した者または第46条(1)により除籍に至った者が、退学または除籍の後5年以内に再入学を志願するときは、第20条の規定にかかわらず、欠員のある場合に限り審査の上、教授会の議を経て学長が再入学を許可することができる。
- 2 第50条による退学者は、再入学することができない。
 - 3 再入学に関する事項は別に定める。

(転学科・転専攻)

- 第26条 転学科あるいは学科内での転専攻を志願する者に対しては、欠員のある場合に限り審査の上、教授会の議を経て学長がこれを許可することができる。ただし、健康栄養学科管理栄養専攻への転学科は認めない。
- 2 転学科・転専攻に関する事項は別に定める。

第8章 教育課程及び履修方法等

(授業科目の区分)

- 第27条 本学の授業科目を分けて、共通科目、専門科目とする。
- 2 前項に定めるもののほか人間発達学科、総合福祉学科、健康栄養学科管理栄養専攻及び国際教養学科に教職に関する科目を置く。

- 3 授業科目の名称・単位及び資格取得に必要な科目・単位は別表 I のとおりとする。
- 4 前項の授業科目は文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該科目を行う教室以外の場所で履修させることができる。

(教育課程)

第 28 条 教育課程は、各授業科目を必修科目と選択科目に分け、これを各年次に担当して編成する。

(履修単位)

第 29 条 学生は、授業科目の区分で示された単位を修得し、各学科それぞれ 130 単位以上を履修しなければならない。

- 2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が原則として予め本学と事前協議が成立している他の大学または短期大学(海外提携校を含む)の授業科目を履修することを認めることができる。
- 3 前項の規定により学生が修得した単位は、本人の申し出により、28 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(特別聴講学生(単位互換学生)、特別聴講学生(交換留学生)及び特別聴講学生(提携校留学生))

第 30 条 本学の学生で、原則として予め本学と事前協議が成立している他の大学または短期大学(海外提携校を含む)の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学との協議に基づき、教授会の議を経て学長が特別聴講学生として履修を許可することができる。

- 2 本学における特別聴講学生には、特別聴講学生(単位互換学生)、特別聴講学生(交換留学生)及び特別聴講学生(提携校留学生)を含むものとする。
- 3 特別聴講学生(単位互換学生)、特別聴講学生(交換留学生)及び特別聴講学生(提携校留学生)に対しては、他の大学・短期大学(海外提携校を含む)からの成績通知に基づき、単位を認定する。
- 4 特別聴講学生(単位互換学生)、特別聴講学生(交換留学生)及び特別聴講学生(提携校留学生)に関する事項は別に定める。

(単位の計算方法)

第 31 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに

必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第 32 条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め 35 週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第 33 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。ただし、演習、実験、実習の科目及び体育実技等については平素の成績によって認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 34 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（「科目等履修生」として修得した単位を含む）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(履修科目の評価)

第 35 条 授業科目の試験の評価は、100 点法をもって表し、60 点以上を合格とする。

(その他)

第 36 条 この章に定めるもののほか、履修科目・履修単位及び履修方法等については、別に定めるところによる。

第9章 資格および国家試験受験資格

(資格)

第 37 条 本学において取得できる資格は、次のとおりである。

栄養士(健康栄養学科管理栄養専攻)

保育士(人間発達学科子ども発達専攻保育士養成課程)

教育職員免許状

幼稚園教諭一種 (人間発達学科)

中学校教諭一種(社会) (人間発達学科)

中学校教諭一種(英語) (国際教養学科)

高等学校教諭一種(公民) (人間発達学科)

高等学校教諭一種(福祉) (総合福祉学科)

高等学校教諭一種(英語) (国際教養学科)

栄養教諭一種 (健康栄養学科管理栄養専攻)

第 38 条 健康栄養学科管理栄養専攻で栄養士の資格を得ようとする者は、栄養士法並びに同法施行規則に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない(授

業科目名・単位数は別表Ⅱ)。

- 2 人間発達学科子ども発達専攻保育士養成課程で保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項3号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法(平成13年度厚生労働省告示第198号)の指定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない(授業科目名・単位数は別表Ⅲ)。
- 3 人間発達学科で教育職員免許状〔幼稚園教諭一種・中学校教諭一種(社会)・高等学校教諭一種(公民)〕を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。
- 4 総合福祉学科で教育職員免許状〔高等学校教諭一種(福祉)〕を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。
- 5 国際教養学科で教育職員免許状〔中学校教諭一種(英語)・高等学校教諭一種(英語)〕を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。
- 6 健康栄養学科管理栄養専攻で教育職員免許状〔栄養教諭一種〕を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。

(国家試験受験資格)

第 39 条 本学において取得できる国家試験受験資格は、次のとおりである。

社会福祉士国家試験受験資格(総合福祉学科)

介護福祉士国家試験受験資格(総合福祉学科)

精神保健福祉士国家試験受験資格(総合福祉学科)

管理栄養士国家試験受験資格(健康栄養学科管理栄養専攻)

第 40 条 総合福祉学科で社会福祉士国家試験および介護福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 総合福祉学科で精神保健福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、精神保健福祉士法に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

3 健康栄養学科管理栄養専攻で管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、栄養士法、同法施行規則並びに管理栄養士学校指定規則に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない(授業科目名・単位数は別表Ⅳ)。

第 10 章 休学， 復学， 転学及び退学

(休 学)

第 4 1 条 病気その他止むを得ない事由により3カ月以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受け休学することができる。

2 病気、その他の事由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休 学 期 間)

第 4 2 条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、前項により延長を重ねても通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復 学)

第 4 3 条 休学期間の満了した者は、届け出て復学しなければならない。

2 休学期間中にその事由が無くなった場合は、学長の許可を受けて復学することができる。

3 休学を命ぜられた者が休学期間内にその事由が無くなった場合は、学長は復学を命ずることができる。

(転 学)

第 4 4 条 他の大学への入学又は転入学を志願する者は、その旨を願い出て学長の許可を受けなければならない。

(退 学)

第 4 5 条 退学しようとする者は、その事由を記載し保証人連署のうえ願い出て学長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 4 6 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 授業料の納入を怠り督促してもなお納入しない者

(2) 第17条に定める在学年限を超えた者

(3) 第42条2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

第 11 章 卒業及び学位

(卒 業)

第 4 7 条 本学に4年(第23条1項による編入学者は2年以上、第24条1項による転入学者及び第25条1項による再入学者は、それぞれ教授会で定められた在学すべき年

数)以上在学し、所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学 位)

第 48 条 卒業者には、学士(人間科学)の学位を授与する。

第 12 章 賞 罰

(表 彰)

第 49 条 学生として表彰に価する行為のあった者には、教授会の議を経て学長がこれを表彰することができる。

(懲 戒)

第 50 条 学生の本分に背き、本学の規則に違反した者は教授会の議を経て学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学、及び退学とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力が劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなく出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 13 章 科目等履修生、特別聴講学生(単位互換学生)、特別聴講学生

(交換留学生)及び特別聴講学生(提携校留学生)

(科目等履修生)

第 51 条 学則第 19 条(1)~(7)に該当する、本学の学生以外の女子で、一授業科目又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)があるときは、正規の学生の学習に支障がない限り、教授会の議を経て学長が科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第 33 条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生に関する事項は別に定める。

(特別聴講学生(単位互換学生)、特別聴講学生(交換留学生)及び特別聴講学生(提携校留学生))

第 52 条 原則として予め本学と事前協議が成立している他の大学または短期大学(海外提携校を含む)の女子の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、正規の学生の学習に支障がない限り、当該大学との協議に基づき、教授会の議を経て学長が特別聴講学生(単位互換学生)、特別聴講学生(交換留学生)または特別聴講学生(提携校留学生)として履修を許可することができる。

2 特別聴講学生(単位互換学生)、特別聴講学生(交換留学生)及び特別聴講学生(提携校留学生)に対する単位の授与については、第 33 条の規定を準用する。

3 特別聴講学生(単位互換学生)、特別聴講学生(交換留学生)及び特別聴講学生(提携校留学生)に関する事項は別に定める。

第 14 章 入学検定料及び学納金

(授業料等の納入)

第 53 条 本学の入学検定料、入学金及び授業料等の金額は、別表 V に定めるとおりとする。

2 留年時の授業料等については、別表 V の授業料はその半額とする。但し、不足単位数が 12 単位を超える場合、及び留年期間が複数年に及ぶ場合は、別表 V の金額とする。

第 54 条 授業料は前期、後期の 2 期に分け、それぞれ半額を前期は 4 月、後期は 9 月の指定された期日までに納入しなければならない。

第 55 条 所定の授業料未納の者は、授業科目の単位の認定を受けることはできない。

(休学の場合の授業料)

第 56 条 休学期間中は、授業料の半額を納入しなければならない。

(退学の場合の授業料)

第 57 条 中途退学者は、退学時の学期分の授業料を納入しなければならない。

(納入金の返還)

第 58 条 既納の入学検定料、入学金及び入学後の授業料等は、事情の如何にかかわらず返還しない。

(納入金の変更)

第 59 条 在学中において、授業料及びその他の納入金に変更があった場合には、新たに定められた金額に基づいて、納入しなければならない。

(その他の納入金)

第 60 条 実験, 実習等に必要なる費用は別にこれを徴収する。

第 61 条 科目等履修生の入学検定料, 入学金及び授業料等については, 別表VIに定めるとおりとする。

第 15 章 公開講座

(公開講座)

第 62 条 本学の教育研究活動の成果を広く地域社会に公開し, 社会人の教養を高め, 文化の向上に資するために本学に公開講座を開設する。

2 公開講座に関する規定は別に定める。

第 16 章 附属機関

(附属機関)

第 63 条 本学にカトリック研究所を置く。

2 カトリック研究所に関する事項は別に定める。

第 64 条 本学に人間発達研究センターを置く。

2 人間発達研究センターの扱いは研究所に準ずる。

3 人間発達研究センターに関する事項は別に定める。

第 65 条 本学に国際交流センターを置く。

2 国際交流センターの扱いは研究所に準ずる。

3 国際交流センターに関する事項は別に定める。

附 則

1 本学則は, 平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

2 平成 22 年度以前に入学した者については, 入学年度施行の学則を適用する。ただし, 第 27 条 3 項については, 適用を除外することができる。

人間発達学科

	授業科目	単位数	必修	選択	
専 門 科 目	人間学部	人間発達入門ゼミ	2	2	
	人間発達学科 (学科共通)	心理学基礎演習	2		2
		社会学基礎演習	2		2
		教育学基礎演習	2		2
		人間発達総合演習Ⅰ	4	4	
		人間発達総合演習Ⅱ	4	4	
		卒業論文	4		4
		人間発達心理学概論	2	2	
		発達心理学概論	2	2	
		基礎知能心理学	2		2
		社会心理学	2		2
		人間関係心理学	2		2
		心理学基礎実験Ⅰ	1		1
		心理学基礎実験Ⅱ	1		1
		心理統計と情報処	2		2
		精神保健学	2		2
		生涯発達心理学	2		2
		障害児・者の心理と支	2		2
		発達障害心理学	2		2
		臨床心理学	2		2
		カウンセリング	2		2
		心理査定実習	2		2
		社会心理学概論	2	2	
		家族の社会学	2		2
		教育心理学概論	2	2	
		子ども文化人間	2		2
		情報科学	2		2
	認知科学	2		2	
	保育の原	2		2	
	子ども発達の原	2		2	
	人間発達専門	2		2	
	キヤリア	2		2	

	授業科目	単位数	必修	選択
人間学部 総合福祉学科	福祉のための社会学	2		2
	高齢者福祉論Ⅰ	2		2
	高齢者福祉論Ⅱ	2		2
	社会福祉史論	2		2
	国際福祉論	2		2
	家族支援論	2		2
	スクールソーシャルワーク論	2		2
	終末ケア論	2		2
	社会福祉入門Ⅰ	2		2
	社会福祉入門Ⅱ	2		2
	子ども家庭福祉論Ⅰ	2		2
	子ども家庭福祉論Ⅱ	2		2
	ソーシャルワーク入門	4		4
	ソーシャルワーク論A	2		2
	ソーシャルワーク論B	2		2
	ソーシャルワーク論C	2		2
	ソーシャルワーク論D	2		2
	社会保障論Ⅰ	2		2
	社会保障論Ⅱ	2		2
	公的扶助論	2		2
	障害者福祉論Ⅰ	2		2
	障害者福祉論Ⅱ	2		2
	地域福祉論	4		4
	介護福祉概論Ⅰ	2		2
	介護福祉概論Ⅱ	2		2
	社会福祉法論	2		2
	医療ソーシャルワーク論Ⅰ	2		2
	医療ソーシャルワーク論Ⅱ	2		2
	社会福祉調査論	2		2
	就業支援論Ⅰ	2		2
	就業支援論Ⅱ	2		2
	社会福祉行政論	2		2
	福祉経営論	2		2
	司法福祉論	2		2
	ボランティア活動論	2		2
	社会福祉計画論	2		2
	社会福祉研究法	2		2
	総合福祉実習Ⅲ基礎論	2		2
	社会福祉援助技術演習Ⅰ	4		4
	社会福祉援助技術演習Ⅱ	4		4
	社会福祉援助技術演習Ⅲ	2		2
精神保健福祉論Ⅰ	2		2	
精神保健福祉論Ⅱ	2		2	
精神保健福祉論Ⅲ	2		2	
精神保健学Ⅰ	2		2	
精神保健学Ⅱ	2		2	
精神医学Ⅰ	2		2	
精神医学Ⅱ	2		2	
精神科リハビリテーション学Ⅰ	2		2	
精神科リハビリテーション学Ⅱ	2		2	

	授業科目	単位数	必修	選択
人間学部 総合福祉学科	精神保健福祉援助技術総論	4		4
	精神保健福祉援助技術各論	4		4
	精神保健福祉援助演習	2		2
	総合福祉実習指導IV-A基礎論	2		2
	総合福祉実習I	1		1
	総合福祉実習II	2		2
	総合福祉実習III	4		4
	総合福祉基礎実習IV-A	4		4
	総合福祉実習IV-A	4		4
	総合福祉実習IV-B	4		4
	総合福祉実習指導I	1		1
	総合福祉実習指導II	2		2
	総合福祉実習指導III	3		3
	総合福祉基礎実習指導IV-A	2		2
	総合福祉実習指導IV-A	3		3
	総合福祉実習指導IV-B	3		3
	国際福祉体験実習	2		2
	インターンシップA	2		2
	インターンシップB	2		2
	基礎演習	2	2	
	専門演習	2	2	
	卒業論文	4		4
	キリスト教社会福祉論	2		2
	生活支援とケアマネジメント	2		2
	特講A	2		2
	特講B	2		2
教職福祉介護技術	2		2	
教職福祉介護実習	2		2	
教職に関する科目	人間学部 総合福祉学科	職論	2	2
	教職	概論	2	2
	教職	心理学	2	2
	教職	行政学	2	2
	教職	内容論	2	2
	教職	相対論	2	2
	教職	福祉教育の法	4	4
	教職	特別活動の法	2	2
	教職	生徒指導・進路指導論	2	2
	教職	実践演習(中・高)	2	2
	教職	教育実習の研究	1	1
	教職	教育実習II	2	2

国際教養学科

	授 業 科 目	単位数	必修	選択	
専 門 科 目	人間学部 国際教養学科	国際教養基礎演習	2	2	
	比較文化論	2		2	
	比較宗教論	2		2	
	国際平和論Ⅰ	2		2	
	国際平和論Ⅱ	2		2	
	国際協力・援助論	2		2	
	国際ボランティア論	2		2	
	言語文化論Ⅰ	2		2	
	言語文化論Ⅱ	2		2	
	ヨーロッパの歴史と文化Ⅰ	2		2	
	ヨーロッパの歴史と文化Ⅱ	2		2	
	ヨーロッパの歴史と文化Ⅲ	2		2	
	ヨーロッパの歴史と文化Ⅳ	2		2	
	アメリカの歴史と文化Ⅰ	2		2	
	アメリカの歴史と文化Ⅱ	2		2	
	アメリカの歴史と文化Ⅲ	2		2	
	アメリカの歴史と文化Ⅳ	2		2	
	アジアの歴史と文化Ⅰ	2		2	
	アジアの歴史と文化Ⅱ	2		2	
	オセアニアの社会と文化	2		2	
	日本の社会と文化	2		2	
	イスラム社会と文化	2		2	
	日本語と文化	2		2	
	東北の伝統と文化	2		2	
	世界の神話Ⅰ	2		2	
	世界の神話Ⅱ	2		2	
	世界の文学Ⅰ	2		2	
	世界の文学Ⅱ	2		2	
	世界の文学Ⅲ	2		2	
	世界の文学Ⅳ	2		2	
	児童文学Ⅰ	2		2	
	児童文学Ⅱ	2		2	
	児童文学Ⅲ	2		2	
	児童文学Ⅳ	2		2	
	日本語教育研究Ⅰ	2		2	
	日本語教育研究Ⅱ	2		2	
	日本語教育研究Ⅲ	2		2	
	日本語教育研究Ⅳ	2		2	
	日本語教育実践Ⅰ	2		2	
	日本語教育実践Ⅱ	2		2	
	国際ビジネス	2		2	
	国際経済論	2		2	
国際経済開発論	2		2		
国際関係論	2		2		
国際観光英語	2		2		
国際プロトコル	2		2		
経営学入門	2		2		
ビジネスネット	2		2		
マナー	2		2		

	授 業 科 目	単位数	必 修	選 択
専 門 科 目	人間学部 国際教養学科	会計学演習 I	2	2
	会計学演習 II	2	2	
	事務管理 理	2	2	
	秘書学概論 I	2	2	
	秘書学概論 II	2	2	
	秘書実務演習 I	2	2	
	秘書実務演習 II	2	2	
	プレゼンテーション演習 I	2	2	
	プレゼンテーション演習 II	2	2	
	ビジネス・イングリッシュ I	2	2	
	ビジネス・イングリッシュ II	2	2	
	ビジネス文書	2	2	
	ビジネス・インターンシップ I	2	2	
	ビジネス・インターンシップ II	2	2	
	情報社会と倫理	2	2	
	情報ネットワーク論	2	2	
	マルチメディア活用論	2	2	
	プログラミング演習 I	2	2	
	プログラミング演習 II	2	2	
	応用文書処理演習	2	2	
	応用表計算演習	2	2	
	コンピュータ・グラフィックス	2	2	
	ウェブデザイン論	2	2	
	ITパスポート I	2	2	
	ITパスポート II	2	2	
	英語演習 I (初級)	2	2	
	英語演習 I (中級)	2	2	
	英語演習 I (上級)	2	2	
	英語演習 II (初級)	2	2	
	英語演習 II (中級)	2	2	
	英語演習 II (上級)	2	2	
	英語演習 III (初級)	2	2	
	英語演習 III (中級)	2	2	
	英語演習 III (上級)	2	2	
	英語演習 IV (初級)	2	2	
	英語演習 IV (中級)	2	2	
	英語演習 IV (上級)	2	2	
	プロナシエーション I	2	2	
	プロナシエーション II	2	2	
	イングリッシュ・グラマー I	2	2	
	イングリッシュ・グラマー II	2	2	
	イングリッシュ・ライティング I	2	2	
	イングリッシュ・ライティング II	2	2	
	オーラル・イングリッシュ I	2	2	
	オーラル・イングリッシュ II	2	2	
オーラル・イングリッシュ III	2	2		
オーラル・イングリッシュ IV	2	2		
メディア・イングリッシュ I	2	2		
メディア・イングリッシュ II	2	2		
シネマ・イングリッシュ I	2	2		
シネマ・イングリッシュ II	2	2		
資格英語演習 I	2	2		
資格英語演習 II	2	2		

	授 業 科 目	単位数	必 修	選 択
専 門 科 目	人間学部 国際教養学科	資格英語演習Ⅲ		2
		資格英語演習Ⅳ		2
		セミナー・イン・イングリッシュⅠ		2
		セミナー・イン・イングリッシュⅡ		2
		中国語コミュニケーションⅠ		2
		中国語コミュニケーションⅡ		2
		ハングルコミュニケーションⅠ		2
		ハングルコミュニケーションⅡ		2
		異文化体験	2	
		国際教養現地実習	2	
		国際教養総合演習Ⅰ	2	2
		国際教養総合演習Ⅱ	2	2
		国際教養特別演習Ⅰ	2	
		国際教養特別演習Ⅱ	2	
卒業論文	4			
教 職 に 関 す る 科 目	人間学部 国際教養学科	教職概論		2
		教職概論		2
		教職心理学		2
		教職行政学		2
		教職内政学		2
		中等英語教育Ⅰ		2
		中等英語教育Ⅱ		2
		中等英語教育Ⅲ		2
		中等英語教育Ⅳ		2
		道徳教育の研究		2
		特別教育活動の研究		2
		教職相談論		2
		生徒指導・進路指導論		2
		教職実践演習(中・高)		2
教職実践演習の研究Ⅰ	1			
教職実践演習Ⅱ	2			
る者取旅 科に扱行 目関管業 す理務	人間学部 国際教養学科	旅行業法令Ⅰ(業法)		2
		旅行業法令Ⅱ(約款)		2
		国内旅行実務		2
		海外旅行実務		2

別表Ⅱ 学則第38条1項 授業科目名・単位数

健康栄養学科管理栄養専攻《栄養士資格取得のための本学開講科目》

規定教育内容	単位数		本学開講科目名	単位数	
	講義又は演習	実験又は実習		講義演習	実験実習
社会生活と健康	4単位以上	4単位以上	公衆衛生学	2	
人体の構造と機能	8単位以上		地域福祉論	2	
			解剖生理学	2	
			同 特論	2	
			同 実験Ⅰ		1
			生化学	2	
食品と衛生	6単位以上		同 特論	2	
			同 実験		1
			食品学 総論	2	
			同 各論	2	
		同 実験Ⅰ		1	
栄養と健康	8単位以上	食品加工学	2		
		食品衛生学	2		
		同 実験		1	
		栄養学 総論Ⅰ	2		
		同 各論Ⅰ	2		
栄養の指導	6単位以上	同 各論Ⅱ	2		
		同 実習		1	
		臨床栄養学 総論	2		
		同 実習Ⅰ		1	
		栄養指導論	2		
給食の運営	4単位以上	栄養教育論	2		
		栄養指導論 実習		1	
		公衆栄養学	2		
		同 実習		1	
		給食経営管理Ⅰ	2		
合計	36単位以上 50単位以上	同 Ⅱ	2		
		同 実習		2	
		臨地実習Ⅰ(校外実習)		1	
		調理学	2		
		同 実習Ⅰ		1	
		同 実習Ⅱ		1	
同 実験		1			
			40	14	
			54		

別表Ⅲ 学則第38条2項 授業科目名・単位数

人間発達学科子ども発達専攻 <<保育士資格取得のための本学開講科目>>

(1)

告示別表第1による科目			本学開講科目	単位数		
系列	科目	単位数		必修	選択	計
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2	保育原理	2		2
	教育原理	2	教育学概論	2		2
	児童家庭福祉	2	児童家庭福祉	2		2
	社会福祉	2	社会福祉学	2		2
	相談援助	1	相談援助	1		1
	社会的養護	2	社会的養護	2		2
	保育者論	2	保育者論	2		2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅰ	2	保育の心理学Ⅰ	2		2
	保育の心理学Ⅱ	2	保育の心理学Ⅱ	2		2
	子どもの保健Ⅰ	4	子どもの保健Ⅰ	2		2
			子どもの保健Ⅱ	2		2
	子どもの保健Ⅱ	1	子どもの保健Ⅲ	2		2
	子どもの食と栄養	2	子どもの食と栄養	2		2
	家庭支援論	2	家庭支援論	2		2
保育の内容・方法に関する科目	保育課程論	2	保育課程論	2		2
	保育内容総論	1	保育内容総論	2		2
	保育内容	5	保育内容 (健康)	2		2
			保育内容 (環境)	2		2
			保育内容 (言葉)	2		2
			保育内容 (人間関係)	2		2
			保育内容 (身体と表現)	2		2
			保育内容 (音楽とリズム)	2		2
			保育内容 (造形と創造)	2		2
	乳児保育	2	乳児保育演習	2		2
	障害児保育	1	障害児保育演習	2		2
社会的養護内容	1	社会的養護内容	2		2	
保育相談支援	1	保育相談支援	1		1	
保育の表現技術	保育の表現技術	4	子どもと体育	2		2
			子どもと造形	2		2
			子どもと音楽	2		2
			保育表現技術	2		2
保育実習	保育実習Ⅰ	4	保育実習Ⅰ	4		4
	保育実習指導Ⅰ	2	保育実習指導Ⅰ	2		2
総合演習	保育実践演習	2	教職実践演習 (幼稚園)	2		2
合計		51単位以上		68		68

(2)

告示別表第2による科目			本 学 開 講 科 目	単 位 数		
系列	科 目	単位数		必 修	選 択	計
保育の本質・目的の理解に関する科目 保育の対象の理解に関する科目 保育の方法に関する内容 保育の表現技術		15 単 位 以 上	子ども論		2	2
			発達心理学概論	2		2
			幼児教育心理学	2		2
			生涯発達心理学A	2		2
			発達障害論	2		2
			カウンセリング論		2	2
			人間関係論		2	2
			家族の社会学		2	2
			幼児理解と教育相談		2	2
			幼児教育の方法		1	1
			幼児教育の課程		1	1
			指導法の研究	2		2
			ピアノⅠ	2		2
			ピアノⅡ		2	2
			ピアノ入門		2	2
音楽入門		2	2			
音楽・器楽		2	2			
保育実習	保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲ	2	保育実習Ⅱ	2		2
	保育実習指導Ⅱまたは保育実習指導Ⅲ	1	保育実習指導Ⅱ	1		1
合 計		18単位以上		15	20	35

(3)

告示による教科目			本学開講科目	単位数		
系列	科目	単位数		必修	選択	計
教 養 科 目	外国語、体育以外の 科目	6以上	キリスト教学ⅠA	2		2
			キリスト教学ⅠB	2		2
			キリスト教学ⅡA	2		2
			キリスト教学ⅡB	2		2
			人間論Ⅰ	2		2
			人間論Ⅱ	2		2
			生命倫理学		2	2
			哲学		2	2
			ジェンダー論		2	2
			日本語表現Ⅰ	2		2
			心理学		2	2
			法学		2	2
			日本国憲法		2	2
			情報科学		2	2
	情報処理概論		2	2		
	外国語	2以上		英語ⅠA	2	2
体育	1		健康科学	2	2	
	1*		健康とスポーツA		1	1
			健康とスポーツB		1	1
合 計		10単位 以 上		18	18	36

※健康とスポーツA、健康とスポーツBの中から1科目選択必修。

(4)

	本学開講科目	単位数		
		必修	選択	計
学校独自の科目として開設 されている教科目	基礎心理学		2	2
	認知心理学		2	2
	社会心理学		2	2
	生涯発達心理学B		2	2
	心理学基礎実験Ⅰ		1	1
	心理学基礎実験Ⅱ		1	1
	心理統計と情報処理		2	2
	臨床心理学		2	2
	心理査定論		2	2
	心理査定実習		2	2
	社会学概論	2		2
	幼児教育論		2	2
	社会病理学		2	2
	文化人類学		2	2
	幼児教育制度論		2	2
	教職論(幼稚園)		2	2
	教育の社会学		2	2
	情報文化論		2	2
	人間発達学	2		2
	人間発達総合演習Ⅰ	4		4
	人間発達総合演習Ⅱ	4		4
幼児教育基礎演習	1		1	
合 計		13	32	45

注) ①別表3(1)～(4)は、指定保育士養成施設指定基準による。

②別表3(1)～(4)にある「告示」とは、平成13年厚生労働省告示第198号である。

別表Ⅳ 学則第40条 3項 授業科目名・単位数

健康栄養学科管理栄養専攻《管理栄養士国家試験受験資格取得のための本学開講科目》

規定教育内容	単位数		本学開講科目名	単位数		
	講義又は演習	実験又は実習		講義演習	実験実習	
専門基礎分野	社会・環境と健康	6単位以上	10単位以上	公衆衛生学 健康管理概論 地域福祉論	2 2 2	
	人体の構造と機能、 疾病の成り立ち	14単位以上	10単位以上	解剖生理学	2	
				同 特論	2	
				同 実験Ⅰ		1
				同 実験Ⅱ		1
				生化学	2	
				同 特論	2	
				同 実験		1
	微生物学	2				
	病理学Ⅰ	2				
病理学Ⅱ	2					
基礎分野	食べ物と健康	8単位以上	食品学 総論	2		
			同 各論	2		
			同 実験Ⅰ		1	
			同 実験Ⅱ		1	
			食品加工学	2		
			同 実習		1	
			調理学	2		
			同 実習Ⅰ		1	
			同 実習Ⅱ		1	
			同 実験		1	
食品衛生学	2					
同 実験		1				
小計	28単位以上	10単位以上		30	10	
専門分野	基礎栄養学	2単位以上	8単位以上	栄養学 総論Ⅰ 同 実験	2	1
	応用栄養学	6単位以上	8単位以上	栄養学 総論Ⅱ	2	
				同 各論Ⅰ	2	
				同 各論Ⅱ	2	
				同 実習		1
	栄養教育論	6単位以上	8単位以上	栄養指導論	2	
				栄養カウンセリング論	2	
				栄養教育論	2	
	臨床栄養学	8単位以上	8単位以上	栄養指導論 実習		1
				臨床栄養学 総論	2	
同 各論				2		
同 実習Ⅰ					1	
同 実習Ⅱ		1				
公衆栄養学	4単位以上	8単位以上	栄養療法	2		
			栄養アセスメント	2		
			公衆栄養学	2		
給食経営管理論	4単位以上	8単位以上	同 各論	2		
			同 実習		1	
			給食経営管理Ⅰ	2		
総合演習	2単位以上	8単位以上	同 Ⅱ	2		
			同 実習		2	
			総合演習Ⅰ	1		
臨地実習		4単位以上	総合演習Ⅱ	1		
			臨地実習Ⅰ(校外実習)		1	
			臨地実習Ⅱ		1	
			臨地実習Ⅲ		1	
臨地実習Ⅳ		1				
小計	32単位以上	12単位以上		32	12	
合計	60単位以上	22単位以上		62	22	
	82単位以上			84		

別表Ⅴ 学則第53条 入学検定料, 入学金及び授業料等

学 費 名	金額(円)	納 入 時 期
入 学 検 定 料	33,000	入学願書提出時
入 学 金	330,000	入学手続時
授 業 料 (年 額)	740,000	年2回(4月・9月)に分納
維 持 費	220,000	年2回(4月・9月)に分納

- ・その他, 2年次以降, 施設整備費(300,000円)を分納
- ・健康栄養学科の学生は1年後期より食品栄養関係設備費として半期につき10,000円を納入
- ・シャルトル聖パウロ修道女会の会員(志願者含)に対して、入学検定料、入学金、授業料等を特別に免除扱いとすることができる。

別表Ⅵ 学則第61条 科目履修生の入学検定料, 入学金及び授業料

学 費 名	金額(円)	納 入 時 期
入 学 検 定 料	10,000	入学願書提出時
入 学 金	20,000	入学手続時
授 業 料 (1 単 位)	10,000	入学手続時